

北海道障がい福祉計画作成指針新旧対照表（改正たたき台）

第3期北海道障がい福祉計画作成指針（改正たたき台）	第2期北海道障がい福祉計画作成指針
<p>第1 基本的事項</p> <p>1 障害福祉計画の作成に関する考え方</p> <p>障害福祉計画については、障害者自立支援法（平成17年法第123号）に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するための基本的な指針（<u>平成18年厚生労働省告示第395号</u>。以下「国指針」という。）に即して、市町村及び道が自ら作成するものである。</p> <p>障害福祉計画は、障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう<u>必要なサービス見込量やサービス提供体制などについて定めるものである。</u></p> <p>2 作成時期及び計画期間</p> <p>(1) 作成時期</p> <p>第3期障がい福祉計画は、平成<u>24</u>年度から平成<u>26</u>年度までの3年間を期間として本年度中に策定すること。</p>	<p>第1 基本的事項</p> <p>1 障害福祉計画の作成に関する考え方</p> <p>障害福祉計画については、障害者自立支援法（平成17年法第123号）に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するための基本的な指針（<u>平成21年厚生労働省告示第2号</u>。以下「国指針」という。）に即して、市町村及び道が自ら作成するものである。</p> <p>障害福祉計画は、<u>障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条に規定する都道府県障害者計画及び市町村障害者計画をいう。以下同じ。）</u>、<u>地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画及び第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。以下同じ。）</u>、<u>医療計画（医療法（昭和23年法律第205）第5章の2に規定する医療計画をいう。以下同じ。）</u>その他の法律の規定による計画であって障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）の福祉に関する事項を定めるものと調和され、障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう<u>定める計画である。</u></p> <p><u>道においては広域的な観点から市町村における計画づくりを支援するため、障害福祉計画作成に関する基本的考え方（作成指針）を示すこととする。</u></p> <p>2 作成時期及び計画期間</p> <p>(1) 作成時期</p> <p>第2期障がい福祉計画は、<u>第1期計画（平成18年度から平成20年度）で設定した平成23年度の数値目標に向け、平成21年度から</u></p>

計画策定に当たっては、第2期計画の実施状況を把握し、地域におけるニーズ等を踏まえ、サービス見込量や具体的な取組についての見直しを行い、平成24年度から平成26年度までの3年間の障害福祉サービス量の見込み等について定めるものとする。

(2) 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

障害福祉計画は、3年を1期として作成することとする。

ただし、障害者総合福祉法（仮称）が平成25年8月までの実施を予定しており、計画期間中においても必要に応じ計画の見直しを行うこと。

(3) 計画の作成体制

ア 行政機関内部の作成体制

障害福祉計画の作成に当たっては、労働担当部局、保健衛生担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局等の関係部局及び教育委員会等教育担当部局並びにハローワーク等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成すること。

イ 障害福祉計画作成委員会等の開催

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障がい者等をはじめ、事業者、雇用、教育、医療といった幅広い関係者の意見を反映することが必要であり、幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けること。

また、障害福祉計画の作成にあたっては、あらかじめ地域自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

ウ ニーズ等の把握

障害福祉サービス等の必要量を見込むためには、これまでのサービス利用状況を分析するとともに、地域における障がい者等の実情、

平成23年度までの3年間の期間として本年度中に策定すること。

計画策定に当たっては、第1期計画の実施状況を把握し、地域におけるニーズ等を踏まえ、サービス見込量や具体的な取組についての見直しを行い、平成21年度から平成23年度までの3年間の障害福祉サービス量の見込み等について定めるものとする。

(2) 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

障害福祉計画は、3年を1期として作成することとする。なお、第3期障害福祉計画については、平成23年度中に平成24年度から平成26年度までを期間として作成すること。

(3) 計画の作成体制

ア 行政機関内部の作成体制

障害福祉計画の作成に当たっては、労働担当部局、保健衛生担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局等の関係部局及び教育委員会等教育担当部局並びにハローワーク等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成すること。

イ 障害福祉計画作成委員会等の開催

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障がい者等をはじめ、事業者、雇用、教育、医療といった幅広い関係者の意見を反映することが必要であり、幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けること。

ウ ニーズ等の把握

障害福祉サービス等の必要量を見込むためには、これまでのサービス利用状況を分析するとともに、地域における障がい者等の実情、

ニーズを的確に把握することが必要である。

このため、障がい者、事業者及び関係団体等に対して、アンケート、ヒアリング等の実施や地域自立支援協議会の活用などによるニーズ把握をすること。

エ 住民の参加

グループホーム等の設置などサービスの基盤整備に当たっては障害及び障がい者等に対する地域の理解が不可欠であり、計画の作成に当たっては障がい者等をはじめ地域住民、企業など幅広く参加を求めるとともに、啓発・広報活動を積極的に進めること。

具体的には、公募その他適切な方法による住民の作成委員会への参加、聞き取り調査の実施、公聴会の開催、自治体を単位とする懇談会の開催など様々な機会を活用すること。

第2 基本的方針

1 北海道の目指す方向

支援費制度の施行以来、利用者自らがサービスを選択するという意識が醸成され、入所施設利用者も地域生活への移行を希望するようになってきている。

このため、多くの福祉施設においても「利用者の地域生活移行」を運営方針とし、その支援に努めてきており、北海道としても、地域生活への移行を希望する入所施設利用者に対する支援が各地域で展開されるよう、地域生活支援に向けた取組を進めてきたところである。

また、平成22年4月1日には、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下、「条例」という。）が全面施行したところであり、「障がいのある人が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、条例に基づく施策を推進する。

ニーズを的確に把握することが必要である。

このため、障がい者、事業者及び関係団体等に対して、アンケート、ヒアリング等の実施によるニーズ把握をすること。

なお、本年（平成20年）6月に道が実施した「入所施設利用者意向調査」の実施結果についても踏まえること。

エ 住民の参加

グループホーム等の設置などサービスの基盤整備に当たっては障害及び障がい者等に対する地域の理解が不可欠であり、計画の作成に当たっては障がい者等をはじめ地域住民、企業など幅広く参加を求めるとともに、啓発・広報活動を積極的に進めること。

具体的には、公募その他適切な方法による住民の作成委員会への参加、聞き取り調査の実施、公聴会の開催、自治体を単位とする懇談会の開催など様々な機会を活用すること。

第2 基本的方針

1 北海道の目指す方向

支援費制度の施行以来、利用者自らがサービスを選択するという意識が醸成され、入所施設利用者も地域生活への移行を希望するようになってきている。

また多くの福祉施設においても「利用者の地域生活移行に対する支援」を運営方針としてて支援に努めてきており、北海道としても、地域生活への移行を希望する入所施設利用者に対する支援が各地域で展開されるよう、地域生活支援に向けた取組を進めてきたところである。

今後も、北海道においては、様々な支援について本人を主体に取り組みむことを基本として、『希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり』を目指し、障がいのある方が希望する暮らしの実現や、意欲や能力（適性）に応じた活動が保障される社会づくりを推進するため、就労支援の充実や、必要な障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業等のサービス提供体制を計画的に確保していくものとする。

2 障害福祉計画作成の視点

(1) 障がい者の地域生活への移行を促進

北海道は全国に比べ入所施設サービスや入院への依存度が高いが、障がい者が地域で暮らせる社会の実現には、グループホーム等の充実を図る等、居住支援（住まい）を基本とする基盤整備を進めるとともに、入所施設従事者が地域生活支援の担い手となるなど、施設機能を入所支援から地域生活支援へと転換することが必要である。

また、受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の退院支援等を促進することが必要である。

(2) サービス基盤の地域間格差の縮小

北海道におけるサービス基盤は入所施設を中心としたものであったことから、障害福祉サービスの基盤は市町村間で大きな格差が生じており、障がい者が、どこに暮らしても必要なサービスが受けられるよう、計画的なサービス基盤の整備を進めるとともに、ホームヘルプサービス等の障害福祉サービス未利用地域の解消を図り、地域間の格差を是正していくことが必要である。

また、障がい者に対する住まいの場として、公営住宅（市町村営住宅）の活用についても検討するものとする。

(3) 企業等との連携・協働による就労支援の推進

障がい者が地域において自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりはもとより、企業等をはじめとした社会全体による就労支援に対する理解を深めるこ

今後も、北海道においては、様々な支援について本人を主体に取り組みむことを基本として、『希望する全ての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現』を目指し、障がいのある方が希望する暮らしの実現や、意欲や能力（適性）に応じた活動が保障される社会づくりを推進するため、就労支援の充実や、必要な障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業等のサービス提供体制を計画的に確保していくものとする。

2 障害福祉計画作成の視点

(1) 障がい者の地域生活への移行を促進

北海道は全国に比べ入所施設サービスや入院への依存度が高いが、障がいのある方が地域で暮らせる社会の実現には、グループホーム等の充実を図る等、居住支援（住まい）を基本とする基盤整備を進めるとともに、入所施設従事者が地域生活支援の担い手となるなど、施設機能を入所支援から地域生活支援へと転換することが必要である。

また、受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の退院支援等を促進することが必要である。

(2) サービス基盤の地域間格差の縮小

北海道におけるサービス基盤は入所施設を中心としたものであったことから、障害福祉サービスの基盤は市町村間で大きな格差が生じており、障がいのある方が、どこに暮らしても必要なサービスが受けられるよう、計画的なサービス基盤の整備を進めるとともに、ホームヘルプサービス等の障害福祉サービス未利用地域の解消を図り、地域間の格差を是正していくことが必要である。

また、障がい者に対する住まいの場として、公営住宅（市町村営住宅）の活用についても検討するものとする。

(3) 就労支援の強化

障がい者が地域において自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりが必要であり、福祉施設において機能が低かった就労支援について、就労移行支援

とが重要である。このため、条例に基づき、「第2期障がい者就労支援推進計画」を作成し、福祉施設における就労支援について、就労移行支援事業を中心に取組の強化を図るとともに、圏域や市町村における福祉・労働・教育等の関係機関が一体的となった支援体制の充実の下、様々な分野において、企業等との連携・協働による取組を推進していく必要がある。

ア 福祉的就労の底上げ

平成22年3月に道が策定した「障がい者就労支援推進計画」（新・北海道働く障がい者応援プラン）に基づく取組を踏まえ、経済団体、企業等との連携の下、指定法人による授産事業所等の経営・事業改善や販路拡大に向けた総合的な支援を推進するとともに、地域の特性に応じた工賃向上策を検討する必要がある。各市町村において、行政、地元経済団体、企業や商店などが連携し、地域振興、農業振興や観光振興など各種施策との結びつきを深めながら、授産事業所等に対する支援を行う必要がある。

また、道や市町村による特定随意契約制度等を活用した授産事業所等への発注促進や働く障がい者を支える企業の更なる拡大を図るための対策等を検討する必要がある。

イ 一般就労の促進

道においては、「障害者就業・生活支援センター」等を活用し、道内各地において、ハローワークや特別支援学校など就労支援に係る関係機関のネットワークを構築しているところであり、こうしたネットワークの活用や地域自立支援協議会における取組など地域の特性に応じた施策を検討する必要がある。

(4) ライフサイクルに応じた支援の充実

発達の遅れや障がいのある子ども、またその家族がライフサイクルに応じた必要な支援を、できるだけ身近な地域で受けることが可能となる仕組みが必要であり、子育て支援対策や教育施策とも連携を図り、地域の支援体制の充実を図る必要がある。

事業を中心に強化を図るとともに、圏域や市町村における福祉・労働・教育等の関係機関が緊密な連携を図り、様々な分野において、一体的に支援を進めていく必要がある。

ア 福祉的就労の底上げ

本年（平成20年）3月に道が策定した「北海道働く障がい者応援プラン」を踏まえ、各市町村において、地域振興、農業振興や観光振興など各種施策との連携や協働を図りながら、行政、地元経済団体、企業や商店など地域の社会資源を最大限に活用した授産事業所等に対する支援ネットワークを構築する必要がある。

また、市町村において、平成20年3月に施行された地方自治法施行令の改正により、特定随意契約の範囲が拡大されたこと等を踏まえ、授産事業所等への発注の促進策を検討する必要がある。

これらのほか、地域の特性に応じた工賃向上策を検討する必要がある。

イ 一般就労の促進

道においては、「障害者就業・生活支援センター」等を活用し、道内各地において、ハローワークや特別支援学校など就労支援に係る関係機関のネットワークを構築しているところであり、こうしたネットワークの活用と積極的な参画など地域の特性に応じた施策を検討する必要がある。

(4) 子どものライフステージに応じた支援の充実

発達の遅れや障がいのある子ども、またその家族がライフステージに応じた必要な支援を、できるだけ身近な地域で受けることが可能となる仕組みが必要であり、子育て支援対策や教育施策とも連携を図り、地域の支援体制の充実を図る必要がある。

(5) 医療的ケアを必要とする在宅障がい者への支援体制の充実

日常的に医療的ケアを必要とする在宅障がい者は、常時、介護が必要な状態であることから、日中活動への参加が難しく、介護を担う家族の負担も大きくなっている。

日常的に医療的ケアを必要とする在宅障がい者の日中活動への参加や家族のレスパイトなど地域生活を支援する体制の充実を図る必要がある。

(6) 発達の遅れや障がいのある子どもへの支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもについて、身近な地域において、家族を含めた、適切な支援を行っていくためのサービス提供体制の整備を促進していく必要がある。

(7) 相談支援体制の整備

障がい者が地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適時・適切な利用を支援する相談支援体制の構築が不可欠である。

このため、市町村は、障がい者に対する相談支援事業の実施主体として、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置やケアマネジメントの充実など、地域の实情に応じ適切な相談支援が実施できる体制の整備を図らなければならない。

また、こうした相談支援事業を適切かつ効果的に実施するためには、福祉、医療、教育又は雇用等地域の様々な分野の関係者により構成される地域自立支援協議会において、個別の相談支援の事例などを通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえた、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていかなければならない。

さらに、地域自立支援協議会が法定化されたことを踏まえ、さらなる運営活性化のための方策などを検討する必要がある。

(8) 障がい者の虐待の防止対策

平成23年6月24日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立したことに鑑み、障がい者に対する虐待の防止

(5) 障がい（児）者の在宅医療の確保

在宅で暮らす障がい（児）者にとって、日常のみならず、レスパイトや緊急時における医療の確保は、地域で生活するために不可欠であり、各障害の特性等に合わせ、適切な医療が提供されるよう、地域の医療機関との連携を図るなど「医療的ケア」事業等に積極的に取り組む必要がある。

(6) 相談支援体制の整備

障がい者が地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適時・適切な利用を支援する相談支援体制の構築が不可欠である。

このため、市町村は、障がい者に対する相談支援事業の実施主体としてその責務を担うこととなるため、市町村職員のみではなく、指定相談支援事業者の専門性や道が設置する身障・知的相談員を活用するなど、地域の实情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図らなければならない。

また、こうした相談支援事業を適切かつ効果的に実施するためには、事業者、雇用、教育、医療等関連分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設置する必要がある、市町村においてその具体的な活用方策などを検討する必要がある。

その際、地域自立支援協議会は、構成員が抱える具体的な事例や地域の課題を持ち寄り、全員が情報を共有しながら解決に向けて協働する場であることに留意すること。

や早期発見・早期対応のための支援体制の整備が必要である。

(9) 共生型事業の展開

相談支援体制の構築やサービス基盤の整備など上記の取組の推進にあたっては、広域分散型で人口規模が小さい市町村が多いという本道の地域特性を踏まえ、身近な地域において障がい者を支援する観点から、共生型事業（障がい者、高齢者、子どもなどに一体的に福祉サービスを提供する事業をいう。）の活用を検討することが望ましい。

(10) その他

障がい者が地域で安心して生活していくためには、障害福祉サービスの充実とともに、それを補完する様々な支援が必要となることから、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の構築が必要である。

3 北海道における平成 26 年度の数値目標の設定

障害福祉計画において必要なサービスの量を見込むに当たっては、障がい者の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、次の事項について「目指す方向」に掲げる数値を基本とし、それぞれ数値目標を設定する。

なお、18 歳以上の障がい児施設入所者については、障がい者施策（障害者自立支援法）で対応することとなるが、地域移行者数及び入所者の削減に係る数値目標や、サービスの見込量、入所定員総数を設定する際には、児童福祉法の改正により 18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて行うものとする。

(7) 共生型事業の展開

相談支援体制やサービス基盤の整備など上記の取組を進めるにあたっては、共生型事業（障がい者、高齢者、子どもなど一体的に支援する事業をいう。）の活用を検討する必要がある。

その際、介護保険法に基づく通所介護事業所、地域包括センターなどの既存事業所の活用のほか、先進的事業支援特例交付金（「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱」の第 4 に基づくものをいう。）などを活用し、地域特性を踏まえた新たな視点に立った先進的な事業についても積極的に検討することが望ましい。

(8) その他

障がい者が地域で安心して生活していくためには、障害福祉サービスの充実とともに、それを補完する様々な支援が必要となることから、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の構築が必要である。

3 北海道における平成 23 年度の数値目標の設定

障害福祉計画において必要なサービスの量を見込むに当たっては、障がい者の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、施設が新しいサービス体系への移行を終了する平成 23 年度を目標年度として、次の事項について「目指す方向」に掲げる数値を基本とし、それぞれ数値目標を設定する。

また、計画上の数値目標・見込量・入所定員総数には含まないものの、当該施設の入所者についても、計画的に地域移行を進めるものとする。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

ア 考え方

北海道の入所施設利用割合は、全国平均の約2倍であり、これまで障害福祉サービスの提供を入所施設に依存してきたことから、今後は施設入所者の希望を尊重し、求める居住支援（住まい）が提供できるよう、地域生活への移行を支援する取り組みを充実させ、北海道全体として地域生活移行者の数及び入所施設定員の減少が国指針の基準以上となることを目指す。

イ 目指す方向

「生活介護」対象者以外の地域生活移行可能者のうち約半数の者が平成26年度末までに地域移行することを目指し、その結果として、第1期障害福祉計画の作成時点（以下「第1期計画時点」という。）の入所施設の入所者数の3割以上の者が平成26年度末の段階において地域生活に移行するとともに、これにあわせて平成26年度末時点の施設入所者数が第1期計画時点の入所者数から18%以上減少することを目標とする。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

ア 考え方

入院中の精神障がい者のうち、地域の受け皿づくりや退院促進支援を進めることにより退院可能な精神障がい者に対して地域生活への移行を支援する取り組みを充実させ、いわゆる社会的入院の解消を目指す。

イ 目指す方向

（社会的入院の解消に向けての客観的な指標（数値目標）としてどのようなものが適切か、国において検討されており、示され次第、国の考えに即して今後設定する予定。）

(1) 施設入所者の地域生活への移行

ア 考え方

北海道の入所施設利用割合は、全国平均の約2倍であり、これまで障害福祉サービスの提供を入所施設に依存してきたことから、今後は施設入所者の希望を尊重し、求める居住支援（住まい）が提供できるよう、地域生活への移行を支援する取り組みを充実させ、北海道全体として地域生活移行者の数及び入所施設定員の減少が国指針の基準以上となることを目指す必要がある。

イ 目指す方向

「生活介護」対象者以外の地域生活移行可能者のうち約半数の者が平成23年度末までに地域移行することを目指し、その結果として、第1期障害福祉計画の作成時点（以下「第1期計画時点」という。）の入所施設の入所者数の2割以上の者が平成23年度末の段階において地域生活に移行するとともに、これにあわせて平成23年度末時点の施設入所者数が第1期計画時点の入所者数から14%以上減少することを目標とする。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

ア 考え方

入院中の精神障がい者のうち、地域の受け皿づくりや退院促進支援を進めることにより退院可能な精神障がい者に対して地域生活への移行を支援する取り組みを充実させ、いわゆる社会的入院の解消を目指すことが必要である。

イ 目指す方向

北海道は、退院可能精神障がい者の状況を平成17年度に調査を実施し把握していることから、この調査結果による退院可能精神障がい者が平成23年度末までに地域生活に移行することを目指す。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

ア 考え方

福祉施設利用者の一般就労への移行は、平成 22 年度実績が 4 1 4 人と目標に近づいているが、第 1 期計画時点で全国で 1. 1 % (平成 12 年社会福祉施設調査) であるのに対し、北海道では 0. 4 % (平成 15 年調査) と半数以下となっており、北海道においては特に福祉施設からの就労移行が低調であったことから、就労移行支援事業の実施促進や地域における就労支援体制づくりについて強力に取り組み、一般就労へ移行する者の数が国指針の基準以上となることを目指す。

イ 目指す方向

北海道における障がい者の就職率は 41.0% (平成 22 年度) と全国平均 (39.9%) と同水準であり、引き続き、この水準が維持できることを目指し、平成 26 年度において、障がい者の福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労へ移行する者の数を第 1 期計画時点の移行実績の 4 倍以上とすることを 基本とし、市町村の目標値を勘案し、目標とする。

また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業所を利用すること、及び平成 26 年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援 (A 型) 事業を利用することを目指す。

(4) 福祉的就労の工賃水準の向上

ア 考え方

一般就労が困難な障がいのある方々の福祉的就労における工賃は、平成 22 年度の実績が前年度よりは増加しているものの月額 1 6, 6 4 9 円 (国への速報値であり未確定) に留まっていることから、引き続き、工賃水準の向上を図るため、企業や官公庁、地域住民を含めた関係者の幅広い協力を得ながら、指定法人を中心として、地域特性なども踏まえた様々な取組を進める。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

ア 考え方

福祉施設利用者の一般就労への移行は、第 1 期計画時点で全国で 1. 1 % (平成 12 年社会福祉施設調査) であるのに対し、北海道では 0. 4 % (平成 15 年調査) と半数以下となっており、北海道においては特に福祉施設からの就労移行が低調であったことから、就労移行支援事業の実施促進や地域における就労支援体制づくりについて強力に取り組み、一般就労へ移行する者の数が国指針の基準以上となることを目指す 必要がある。

イ 目指す方向

北海道においては 第 1 期計画時点での有効求人倍率が全国の約 1 / 2 と、雇用状況の好転が遅れていることから、当面は福祉施設から一般就労への移行状況の対全国比が雇用状況 (有効求人倍率) の対全国比と同水準となることを目指し、平成 23 年度において、障がい者の福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労へ移行する者の数を第 1 期計画時点の移行実績の 4 倍以上とすることを目標とする。

(4) 福祉的就労の工賃水準の向上

ア 考え方

一般就労が困難な障がいのある方々の福祉的就労における工賃の 向上を図るため、企業や官公庁、地域住民を含めた関係者の幅広い協力を得ながら、北海道の地域特性や地域資源などを踏まえた様々な取組を進める必要がある。

イ 目指す方向

障がいのある方々が、働くことを通じて社会に参加し、「地域で生きがいを持ち安心して暮らせるようになるため、工賃と障害基礎年金などの社会保障給付を合わせ、地域で経済的にも自立した生活が可能となるよう、平成26年度に道の平均工賃が平成18年度水準15,305円（月額）の2倍を達成するよう目指す。

第3 道の助言及び調整

1 道と市町村との間の連携

市町村は、計画作成にあたって、第2の3のそれぞれの項目について「目指す方向」に掲げる数値を基本とし、それぞれの地域の実情や特性を踏まえた計画方針を定め、数値目標を設定する。（第2の3の（4）については除く。）

道は、市町村の方針等を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行う。

特に障害福祉サービスを提供するための基盤整備にあたっては、道と市町村が意見交換を行い、計画の作成過程において広域的な調整を行うこととする。

2 障害福祉サービス量設定等の基本的な考え方

市町村において障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障がい者等の実情及びニーズを的確に把握した上で、事業者の新体系への移行希望調査の結果や住民の意見を勘案するとともに、国指針及び別表1を参考として、各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援の種類ごとに必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策等について定めること。

イ 目指す方向

障がいのある方々が、働くことを通じて社会に参加し、「地域で生きる喜びを得る」とともに、工賃と障害基礎年金などの社会保障給付を合わせ、地域で経済的にも自立した生活が可能となるよう、平成23年度に道の平均工賃が平成18年度水準15,305円（月額）の2倍を達成するよう目指す。

第3 道の助言及び調整

1 道と市町村との間の連携

市町村は、計画作成にあたって、第2の3のそれぞれの項目について「目指す方向」に掲げる数値を基本とし、それぞれの地域の実情や特性を踏まえた計画方針を定め、数値目標を設定する。（第2の3の（4）については除く。）

道は、市町村の方針等を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行う。

特に障害福祉サービスを提供するための基盤整備にあたっては、道と市町村が意見交換を行い、計画の作成過程において広域的な調整を行うこととする。

2 障害福祉サービス量設定等の基本的な考え方

市町村において障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障がい者等の実情及びニーズを的確に把握した上で、事業者の新体系への移行希望調査の結果や住民の意見を勘案するとともに、国指針及び別表1を参考として、各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援の種類ごとに必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策等について定めること。

なお、本年（平成20年）6月に道が実施した、「入所施設利用者意向調査」の実施結果等を十分に反映したものとなるよう、平成21年度から平成23年度までのサービス量等の見込みを設定すること。

3 広域的な調整等に関する事項

(1) 圏域の設定

障害者自立支援法第 89 条第 2 項の規定により都道府県障害福祉計画においては都道府県が定める区域ごとに各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの見込みについて定めることとしており、その区域の設定については障害者計画と調和が保たれたものであることが必要である。また、地域間格差については、障がい者の地域での生活を中心に考え、その縮小を図る必要があるため、利用者の住まいに着目してサービスの基盤の整備を進めることとし、次によりサービスの種類ごとに圏域を設定し、圏域ごとに計画的なサービスの基盤整備を図ることとする。

ア 居住系サービス（**施設入所支援**）

入所施設については、今後も、地域生活への移行支援を推進する観点から、基本的には新たな入所施設の整備は行わず、現在入所している方々が円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がい者の状況を勘案し、北海道全域で、広域的に施設数の調整を行うものとする。ただし、この場合、児童福祉法の改正に伴う知的障がい児施設等から障害者支援施設等への移行に際して、障害者支援施設の入所定員総数が計画上の入所定員総数を上回る場合であっても指定を行うなど、移行が円滑に進むよう留意する。

イ 居住系サービス（グループホーム、ケアホーム）及び日中活動系サービス

グループホーム等やその利用者の日中活動系サービスについては利用者の生活圏域（通所等によりサービスの相互利用が可能な単位）に着目してサービスの基盤整備を進めることが必要であり、北海道障害者基本計画において定めた「障害保健福祉圏域」（別紙 2：北海道保健医療福祉計画における第二次保健福祉圏域と同様の 2 1 圏域）単位

3 広域的な調整等に関する事項

(1) 圏域の設定

障害者自立支援法第 89 条第 2 項の規定により都道府県障害福祉計画においては都道府県が定める区域ごとに各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの見込みについて定めることとしており、その区域の設定については障害者計画と調和が保たれたものであることが必要である。また、地域間格差については、障がい者の地域での生活を中心に考え、その縮小を図る必要があるため、利用者の住まいに着目してサービスの基盤の整備を進めることとし、次によりサービスの種類ごとに圏域を設定し、圏域ごとに計画的なサービスの基盤整備を図ることとする。

ア 居住系サービス（**入所施設**）

入所施設については、今後も、地域生活への移行支援を推進する観点から、基本的には新たな入所施設の整備は行わず、現在入所している方々が円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がい者の状況を勘案し、北海道全域で、広域的に施設数の調整を行うものとする。

イ 居住系サービス（グループホーム、ケアホーム）及び日中活動系サービス

グループホーム等やその利用者の日中活動系サービスについては利用者の生活圏域（通所等によりサービスの相互利用が可能な単位）に着目してサービスの基盤整備を進めることが必要であり、北海道障害者基本計画において定めた「障害保健福祉圏域」（別紙 2：北海道保健医療福祉計画における第二次保健福祉圏域と同様の 2 1 圏域）単位

で調整を行うものとする。

ウ 訪問系サービス、相談支援

訪問系サービスについては、居宅においてサービスを提供することを基本とすることから、市町村圏域で設定し、地域生活への移行の進捗状況にあわせて必要なサービス基盤の整備について調整を行うものとする。

また、相談支援についても、在宅者を中心にサービス利用計画の作成を必要とする者を見込むことから、同様とする。

(2) 圏域ビジョンの策定

地域生活への移行を促進するためには、道と市町村が連携して計画的な基盤整備を行うことが必要であり、「障害保健福祉圏域」単位を基本として、入所（入院）・通所・居宅などのサービス基盤全体の整備の方向性が見通せる圏域ビジョンを、道が市町村と協働して策定し、共通の考えに基づき道と市町村が一体的に取り組むものとする。

(3) 障害福祉計画等圏域連絡協議会の設置

障害福祉計画の策定にあつては、障害福祉サービスを提供するための事業者の指定等に関して、市町村と道との間で密接な連携を図ることが必要であり、広域的調整や整合性を図るとともに意見交換を含めた協議の場を設けることが必要となることから、国指針第二の一の3（3）「市町村と都道府県との連携」に規定される協議の場として、「障害保健福祉圏域」毎に障害福祉計画等圏域連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(削除)

で調整を行うものとする。

ウ 訪問系サービス、相談支援

訪問系サービスについては、居宅においてサービスを提供することを基本とすることから、市町村圏域で設定し、地域生活への移行の進捗状況にあわせて必要なサービス基盤の整備について調整を行うものとする。

また、相談支援についても、在宅者を対象にサービス利用計画の作成を必要とする者を見込むことから、同様とする。

(2) 圏域ビジョンの策定

地域生活への移行を促進するためには、道と市町村が連携して計画的な基盤整備を行うことが必要であり、「障害保健福祉圏域」単位を基本として、入所（入院）・通所・居宅などのサービス基盤全体の整備の方向性が見通せる圏域ビジョンを、道が市町村と協働して策定し、共通の考えに基づき道と市町村が一体的に取り組むものとする。

(3) 障害福祉計画等圏域連絡協議会の設置

障害福祉計画の策定にあつては、障害福祉サービスを提供するための事業者の指定等に関して、市町村と道との間で密接な連携を図ることが必要であり、広域的調整や整合性を図るとともに意見交換を含めた協議の場を設けることが必要となることから、国指針第二の一の（3）「市町村と都道府県との連携」に規定される協議の場として、「障害保健福祉圏域」毎に障害福祉計画等圏域連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

4 人材の養成確保及び資質の向上

人材の養成については、サービス提供に係る責任の所在の明確化やこれに係る専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、指定障害福祉サービスに係る人材を質、量ともに確保することが重要である。

障害者自立支援法においては、指定障害福祉サービスの事業者には「サ

第4 その他

1 制度の普及啓発

障害者自立支援法の目的である「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、障害福祉計画の策定を通じて障害者自立支援法の趣旨の普及啓発を図るものとする。

2 他計画との関係

障害福祉計画は、障害者計画に掲げる「生活支援」に向けた障害福祉サービスに関する3年間の「実施計画」として位置付けられるものであり、障害者計画、地域福祉計画、医療計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する市町村の基本構想に即したものとすることが必要である。

3 計画の着実な推進

障害福祉計画の推進方策について、可能な範囲で年次毎の実施内容や実

サービス管理責任者」を、指定相談支援事業者には「相談支援専門員」を配置することとされており、これらに従事する者に対する研修を実施するとともに、サービスの直接の担い手である居宅介護従業者（以下「ホームヘルパー」という。）の養成等についても、居宅介護従業者養成研修等事業者を指定することとしている。

このため、北海道は障害福祉計画において見込む障害福祉サービス事業体制の確保に必要な人材の確保や資質の向上に関する総合的な施策を定め、取り組むものとする。

第4 その他

1 制度の普及啓発

障害者自立支援法の目的である「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、道及び市町村は障害福祉計画の策定を通じて障害者自立支援法の趣旨の普及啓発を図るものとする。

2 他計画との関係

障害福祉計画は、障害者計画に掲げる「生活支援」に向けた障害福祉サービスに関する3年間の「実施計画」として位置付けられるものであり、障害者計画、地域福祉計画、医療計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する市町村の基本構想に即したものとすることが必要である。

3 計画の着実な推進

障害福祉計画の推進方策について、可能な範囲で年次毎の実施内容や実

施主体などを明確化した工程表を作成することが望ましい。

4 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画は、各年度において、サービスの供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況について点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。

5 提出及び公表

市町村は、市町村障害福祉計画を作成するときは、あらかじめ道の意見を聴くこととし、市町村障害福祉計画を定めた際は、遅延なく、公表するとともに、知事に提出するものとする。

公表にあたっては、広報誌等への掲載、概要版の作成配布、関係機関等への計画書の配布、窓口での縦覧、インターネットホームページへの登載など、広く周知できるよう工夫して行う。

施主体などを明確化した工程表を作成することが望ましい。

4 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画は、各年度において、サービスの供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況について点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。

5 提出及び公表

市町村は、市町村障害福祉計画を作成するときは、あらかじめ道の意見を聴くこととし、市町村障害福祉計画を定めた際は、遅延なく、公表するとともに、知事に提出するものとする。

道は北海道障害福祉計画を定めた際には、遅延なく、公表するとともに、厚生労働大臣に、提出する。

公表は、広報誌等への掲載、概要版の作成配布、関係機関等への計画書の配布、窓口での縦覧、インターネットホームページへの登載など、広く周知されるよう工夫して行う。

別表 1

区 分		国指針の考え方	道の考え方	区 分		国指針の考え方	道の考え方
1 訪問系	I 居宅介護 II 重度訪問介護 III 行動 援 護 IV 重度障害者等 包括支援 単位：時間分 人	・現に利用している者の数 ・障がい者のニーズ ・退院可能精神障がい者のうち、居宅介護等の利用が見込まれる者の数 ・平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。	同左	1 訪問系	I 居宅介護 II 重度訪問介護 III 行動 介 護 IV 重度障害者等 包括支援 単位：時間分 人	・現に利用している者の数 ・障がい者のニーズ ・退院可能精神障がい者のうち、居宅介護等の利用が見込まれる者の数 ・平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。	同左
2 日中活動系	日中活動系サービス全体の見込量	次の①及び②を勘案して、利用者数及び見込量を定める。 ① 現に利用している者の数、障がい者のニーズ、特別支援学校卒業者数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労移行者の見込数、地域活動支援センターの利用者見込数を控除した数 ② 退院可能精神障がい者のうち、日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数	同左	2 日中活動系	日中活動系サービス全体の見込量	次の①及び②を勘案して、利用者数及び見込み量を定める。 ① 現に利用している者の数、障がい者のニーズ、特別支援学校卒業者数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労移行者の見込数、地域活動支援センターの利用者見込数を控除した数 ② 退院可能精神障がい者のうち、日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数	同左
	I 生活介護 単位：人日分 ※「人日分」 ＝（月間の利用人員） ×（1人1月当たりの平均利用日数）	現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。	同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とすること。 平均利用日数は22日を標準とし、実績を考慮して設定すること。		I 生活介護 単位：人日分 ※「人日分」 ＝（月間の利用人員） ×（1人1月当たりの平均利用日数）	現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。	同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込み量とすること。 平均利用日数は22日を標準とし、実績を考慮して設定すること。
	II 自立訓練 （機能訓練） 単位：人日分	・現に利用している者の数 ・障がい者のニーズ ・施設入所者の地域生活への移行の数値目標 ・平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。	同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とすること。 平均利用日数は22日を標準とし、実績を考慮して設定すること。		II 自立訓練 （機能訓練） 単位：人日分	・現に利用している者の数 ・障がい者のニーズ ・施設入所者の地域生活への移行の数値目標 ・平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。	同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込み量とすること。 平均利用日数は22日を標準とし、実績を考慮して設定すること。

別表 1

<p>Ⅲ 自立訓練 (生活訓練) 単位：人日分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現に利用している者の数 ・障がい者のニーズ ・施設入所者の地域生活への移行の数値目標 ・退院可能精神障がい者のうち、自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数 ・平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。 	<p>同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とすること。 平均利用日数は 22 日を標準とし、実績を考慮して設定すること。</p>		<p>Ⅲ 自立訓練 (生活訓練) 単位：人日分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現に利用している者の数 ・障がい者のニーズ ・施設入所者の地域生活への移行の数値目標 ・退院可能精神障がい者のうち、自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数 ・平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。 	<p>同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込み量とすること。 平均利用日数は 22 日を標準とし、実績を考慮して設定すること。</p>
<p>Ⅳ 就労移行支援 単位：人日分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現に利用している者の数 ・障がい者のニーズ ・福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標 ・特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象と見込まれる者の数 ・退院可能精神障がい者のうち、就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数 ・平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。 	<p>同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とすること。 平均利用日数は 22 日を標準とし、実績を考慮して設定すること。</p>		<p>Ⅳ 就労移行支援 単位：人日分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現に利用している者の数 ・障がい者のニーズ ・福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標 ・特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象と見込まれる者の数 ・退院可能精神障がい者のうち、就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数 ・平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。 	<p>同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込み量とすること。 平均利用日数は 22 日を標準とし、実績を考慮して設定すること。</p>
<p>Ⅴ 就労継続支援 (A型) 単位：人日分</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 ② 設定に当たっては、就労継続支援の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましい。 	<p>同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とすること。 平均利用日数は 22 日を標準とし、実績を考慮して設定すること。</p>		<p>Ⅴ 就労継続支援 (A型) 単位：人日分</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 ② 設定に当たっては、就労継続支援の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましい。 	<p>同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込み量とすること。 平均利用日数は 22 日を標準とし、実績を考慮して設定すること。</p>
<p>Ⅵ 就労継続支援 (B型) 単位：人日分</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 ② 設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業書における工賃の平均額（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。）について区域ごとの目標水準 	<p>同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込量とすること。 平均利用日数は 22 日を標準とし、実績を考慮して設定すること。</p>		<p>Ⅵ 就労継続支援 (B型) 単位：人日分</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 ② 設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業書における工賃の平均額（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。）について区域ごとの目標水準 	<p>同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込み量とすること。 平均利用日数は 22 日を標準とし、実績を考慮して設定すること。</p>

		を設定することが望ましい。				を設定することが望ましい。	
	VII 療養介護 単位：人分	現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。	同左		VII 療養介護 単位：人分	現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。	同左
					VIII 児童デイサービス 単位：人日分	<u>現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障がい児を対象とした事業との役割分担を踏まえた上で、利用者数及び見込量を定める。</u>	<u>同左を基に算出した利用人員に平均利用日数を乗じたものを見込み量とすること。平均利用日数は市町村地域生活支援事業で実施される日中一時支援事業に移行するものを除いた利用状況を基に設定すること。</u>
	VIII 短期入所 単位：人日分	現に利用している者の数、障がい者のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。	同左を基に算出した利用人員に平均利用日数を乗じたものを見込み量とする。 平均利用日数は地域生活支援事業に移行する宿泊を伴わない短期入所を除いた利用状況を基に設定すること。		IX 短期入所 単位：人日分	現に利用している者の数、障がい者のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を定める。	同左を基に算出した利用人員に平均利用日数を乗じたものを見込み量とする。 平均利用日数は <u>他の個別給付</u> や地域生活支援事業に移行する宿泊を伴わない短期入所を除いた利用状況と基に設定すること。
3 居住系サービス	I 共同生活援助 共同生活介護 単位：人分	① 施設入所から、グループホーム又はケアホームへの移行者について、入所施設の入所者の地域生活への移行の目標が達成されるようにする。 ② 現に利用している者の数、障がい者のニーズ、退院可能精神障がい者のうち共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び見込量を定める。	同左を基に、推計により算出された利用人員を見込み量とすること。 特別支援学校卒業者、「地域移行型ホーム」の対象者についても見込みに考慮すること。	3 居住系サービス	I 共同生活援助 共同生活介護 単位：人分	① 施設入所から、グループホーム又はケアホームへの移行者について、入所施設の入所者の地域生活への移行の目標が達成されるようにする。 ② 現に利用している者の数、障がい者のニーズ、退院可能精神障がい者のうち共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び見込み量を定める。	同左を基に、推計により算出された利用人員を見込み量とすること。 特別支援学校卒業者、「地域移行型ホーム」の対象者についても見込みに考慮すること。

	II 施設入所支援 単位：人分	<p>① 第1期計画時点の入所者数を基礎とする。</p> <p>② 入所者施設の入所者の地域生活への移行目標数を差し引いた上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び見込み量を定める。</p> <p>③ なお、平成26年度末の段階で、第1期計画時点の入所施設の入所者の1割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>	同左①と②を基に、推計により算出された利用人員を見込み量とすること。 なお、現在の入所施設の入所者については18%以上減少することを基本とし、設定すること。		II 施設入所支援 単位：人分	<p>① 第1期計画時点の入所者数を基礎とする。</p> <p>② 入所者施設の入所者の地域生活への移行目標数を差し引いた上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び見込み量を定める。</p> <p>③ なお、平成23年度末の段階で、第1期計画時点の入所施設の入所者の7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>	同左①と②を基に、推計により算出された利用人員を見込み量とすること。 なお、現在の入所施設の入所者については14%以上減少することを基本とし、設定すること。
4 相談支援	I 相談支援 単位：人分	(未定)	(国指針に則して設定する予定)	4 地域生活支援事業	地域生活支援事業全体		法に定める必須事業、日中一時支援事業及びその他市町村の実施する事業ごとに数値目標を定めること。
5 地域生活支援事業	地域生活支援事業全体		法に定める必須事業、日中一時支援事業及びその他市町村の実施する事業ごとに数値目標を定めること。		I 相談支援 単位：人分	障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く。）の利用が見込まれる者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、利用者数及び量の見込み量を定める。	同左を基に障がい者数の推移及びニーズ等を勘案した利用者数を見込み量とすること。

	I 相談支援事業 単位：国通知参照	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001 号通知のとおり。	同左を基に必要な箇所 数 <u>又は実施の有無</u> を見込 むこと。		II 相談支援事業 単位：国通知参照	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001 号通知のとおり。	同左を基に必要な箇所 数を見込むこと。
	II コミュニケーション支 援事業 単位：国通知参照	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001 号通知のとおり。	同左を基に障がい者数 の推移及びニーズ等を勘 案し、 <u>市町村で設置する 手話通訳者数及びサービ ス利用者数を見込むこ と。</u>		III コミュニケーション支 援事業 単位：国通知参照	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001 号通知のとおり。	同左を基に障がい者数 の推移及びニーズ等を勘 案した利用者数を見込み 量とすること。
	III 日常生活用 具給付等事業 単位：国通知参照	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001 号通知のとおり。	同左を基に現に利用し ている件数及びニーズ等 を勘案して利用件数の伸 び分を加えたものを見込 量とすること。		IV 日常生活用 具給付等事業 単位：国通知参照	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001 号通知のとおり。	同左を基に現に利用し ている件数及びニーズ等 を勘案して利用件数の伸 び分を加えたものを見込 み量とすること。
	IV 移動支援事業 単位：国通知参照	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001 号通知のとおり。	同左を基に現に移動支 援に該当するサービス利 用者数に利用者数の伸び 分を加え <u>るとともに、同 行援護利用による減少分 を見込むこと。</u> 利用者の伸びは、新たな サービス利用者分（現在 の施設入所待機者、特別 支援学校卒業生、入所施 設からの地域移行分、退 院可能精神障がい者分 等）を考慮して設定する こと。		V 移動支援事業 単位：国通知参照	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001 号通知のとおり。	同左を基に現に移動支 援に該当するサービス利 用者数に利用者数の伸び 分を加えものを見込み量 とすること。 利用者の伸びは、新たな サービス利用者分（現在 の施設入所待機者、特別 支援学校卒業生、入所施 設からの地域移行分、退 院可能精神障がい者分 等）を考慮して設定するこ と。
	V 地域活動支援 センター 単位：国通知参照	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001 号通知のとおり。	同左を基に現に利用し ている者の数及びニーズ 等を勘案して利用者数の 伸び分を加えたものを見 込量とすること。（第2種		VI 地域活動支 援センター 単位：国通知参照	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001 号通知のとおり。	同左を基に現に利用し ている者の数及びニーズ 等を勘案して利用者数の 伸び分を加えたものを見 込み量とすること。（第2

			<u>社会福祉事業の届出を行っていない小規模なセンター（作業所）等を含めること。</u>				<u>種社会福祉事業とならない小規模なセンター及び日中活動支援事業も含む。）</u>
	<u>VI 発達障害者支援センター運営事業</u> 単位： <u>国通知参照</u>	<u>平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001号通知のとおり。</u>	<u>同左を基に現に利用している者の数及びニーズ等を勘案して利用者数の伸び分を加えたものを見込量とすること。</u> <u>（札幌市のみを記載）</u>				
	<u>VII 日中一時支援事業</u> 単位： <u>箇所、人分</u>	記述なし	<u>現に利用している者の数及びニーズ等を勘案して利用者数の伸び分を加えるとともに、放課後等デイサービス利用による減少分を見込むこと。</u>	<u>VII 日中一時支援事業</u> 単位：人分	記述なし		現に利用している者の数を基に児童デイサービス事業及び短期入所からの移行等を勘案して利用者数の伸び分を加えたものを見込み量とすること。
	<u>VIII その他事業</u>	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001号通知のとおり。	同左を基に地域における障害福祉サービスの提供状況や障がい者等のニーズに基づき実施が必要な事業について適宜見込量を設定すること。	<u>VIII その他事業</u>	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001号通知のとおり。		同左を基に地域における障害福祉サービスの提供状況や障がい者等のニーズに基づき実施が必要な事業について適宜見込み量を設定すること。